皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、地方事情を視察のため、三月二十七日午前十時五分御出門、沖縄県へ行幸啓、同月二十九日午後四時五十五分還幸啓になつた。

官庁報告

官庁事項

関東地方整備局公示

利根川水系江戸川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項の規定に基づき措置した工作物について、当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者に対し、当該工作物を返還するため、河川法施行令第39条の３第１項第２号の規定に基づき公示する。

平成30年４月３日

関東地方整備局長　泊　　宏

1　保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量　釣り桟橋４基、小屋１基

2　保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日

⑴　保管した工作物の放置されていた場所　東京都葛飾区柴又五丁目地先

⑵　当該工作物を除却した日　平成29年12月19日

3　当該工作物の保管を始めた日及び保管の場所

⑴　当該工作物の保管を始めた日　平成29年12月19日

⑵　保管の場所　東京都江戸川区東篠崎町250

4　その他

返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所占用調整課に申し出ること。

5　問い合わせ先

千葉県野田市宮崎134　国土交通省関東地方整備局　江戸川河川事務所占用調整課　電話04―7125―7320

法　　務

公証人死亡

名古屋法務局所属公証人和田秀明は平成三十年二月八日死亡した。（法務省）

労　　働

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

九州運輸局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、九州内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年九州運輸局最低賃金公示第５号）、九州海上旅客運送業最低賃金（平成９年九州運輸局最低賃金公示第６号）、九州漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成９年九州運輸局最低賃金公示第７号）及び九州漁業（大中型まき網）最低賃金（平成９年九州運輸局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

平成30年４月３日

九州運輸局長　加賀　　至

1．九州内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第４項中「246,150円」を「247,150円」に、「229,700円」を「230,700円」に、「187,550円」を「188,550円」に、「178,250円」を「179,250円」に改める。

2．九州海上旅客運送業最低賃金第４項中「241,300円」を「242,300円」に、「173,310円」を「174,510円」に改める。

3．九州漁業（沖合底びき網）最低賃金第５項中「180,500円」を「181,000円」に改める。

4．九州漁業（大中型まき網）最低賃金第５項中「190,000円」を「193,500円」に、「174,000円」を「179,000円」に改める。

附　則

この公示は、平成30年５月３日から効力を生ずる。

船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示

神戸運輸監理部最低賃金公示第３号

近畿地方交通審議会から神戸内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年神戸海運監理部最低賃金公示第１号）の改正について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第４項の規定により準用する同法第11条第１項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第７条第１項の規定により、その要旨を公示する。

この意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に神戸運輸監理部海事振興部船員労政課「郵便番号650―0042兵庫県神戸市中央区波止場町１番１号」あて提出されたい。

平成30年４月３日

神戸運輸監理部長　吉田　正彦

近畿地方交通審議会の意見（要旨）

神戸内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員（船長を含む。）「246,500円」を「247,550円」に、ただし書の職員「230,050円」を「231,100円」に、はしけ長「246,500円」を「247,550円」に、部員「187,900円」を「188,900円」に、ただし書の海上経歴３年未満の部員「178,600円」を「179,600円」にそれぞれ改正することが適当である。

公　　告

諸　事　項

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第１号の規定に基づき、平成30年３月26日に戒告の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成30年４月３日

横浜地方法務局長　須藤　義明

記

氏名　金子　　隆

所属する土地家屋調査士会　神奈川県土地家屋調査士会

登録番号　神奈川第2166号

事務所の所在地　相模原市緑区西橋本二丁目12番１号

違反行為　虚偽の調査、測量の禁止等

製造たばこ小売定価公告

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を平成30年３月20日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

平成30年４月３日　　財務大臣　麻生　太郎

製造たばこの品目			製造国（地）	小売定価
製造たばこの区分	名称	製品の区分		
葉巻たばこ	クオラム・クラシック・デルガド	152㎜　１本	ニカラグア	240円
葉巻たばこ	クオラム・シェイド・デルガド	152㎜　１本	ニカラグア	240円
葉巻たばこ	クラブマスター・ミニ・ホワイト・フィルター	70㎜　20本	ドイツ	730円
葉巻たばこ	コイーバ・マジェステュオソス1966	150㎜　１本	キューバ	35,000円
葉巻たばこ	コイーバ・タリスマン　ＬＥ2017	154㎜　１本	キューバ	14,000円
葉巻たばこ	H．アップマン・ロブストス アネハドス	124㎜　１本	キューバ	3,500円